

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画

(改定素案)

(概要版)

令和3年11月

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

## 概要版目次

1. 改定のポイント.....	1
2. 基本方針 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. ごみ排出実績 .....	3
5. ごみ処理施設の整備状況 .....	3
6. 広域化の主要事業及び計画目標 .....	4
7. 計画目標達成のための取組.....	6
8. 施設整備計画の概要 .....	6
9. 施設の配置及び整備スケジュール等 .....	7
10. ごみ処理経費縮減の概要 .....	7
11. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要 .....	8
用語の説明 .....	9

## 1. 改定のポイント

これまで、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「湘南東ブロック」として、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするるとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を平成20年3月に策定し、平成23年度、平成28年度と2度の改訂を行って、ごみ処理事業を進めてきました。

一方で、近年は、災害廃棄物処理への対応、将来的な人口減少・少子高齢化の進行などに加え、SDGs<sup>※1</sup>、サーキュラー・エコノミー<sup>※2</sup>、カーボンニュートラル<sup>※3</sup>など国際的な流れを受けた対応など、ごみ処理をとりまく状況は大きく変化しています。

本計画は、環境省から発出された「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために、これまでの単純な延長にあるごみ処理システムの継続から、環境省が提唱する地域循環共生圏<sup>※4</sup>の考えを踏まえた新たなごみ処理システムの構築を目指して策定しました。

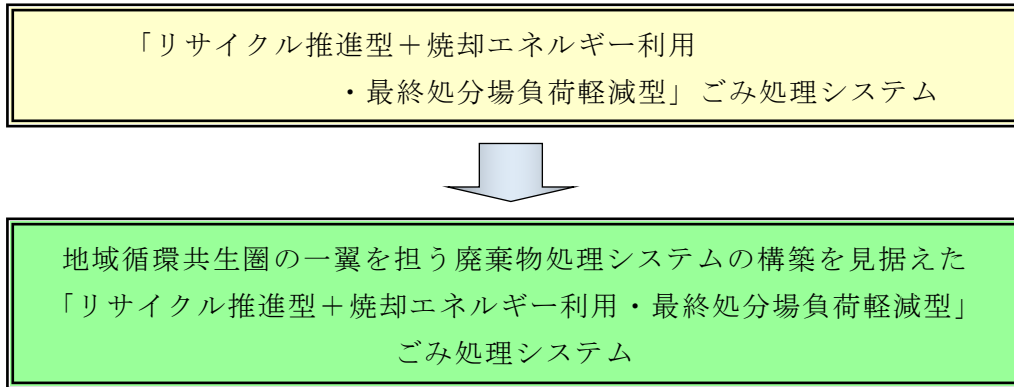
本計画書は、これまで実施してきた施策、取組、上述した社会情勢の変化等も踏まえた4つの基本理念を掲げ、平成28年度に見直した実施計画を令和3年度に改定するものです。

### <基本理念>

- ①ごみの減量とリサイクルを推進します。
- ②エネルギーの有効利用を促進します。
- ③ごみ処理経費の縮減を図ります。
- ④持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めます。

## 2. 基本方針

湘南東ブロックは、平成 28 年度改訂計画から引き続き、「リサイクル推進型＋焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」のごみ処理システム<sup>※5</sup>の構築をベースとし、地域循環共生圏の一翼を担う広域での施設整備に向けた検討を進めるものとします。



一方で、国では 2050 年カーボンニュートラルに向けた検討が加速しており、廃棄物処理システムのトータルでの脱炭素化が求められているため、今後の社会状況の変化に応じて、基本方針等は見直していくこととします。

## 3. 計画の期間

○計画期間は、令和 4 年度から令和 18 年度までの 15 年間としています。

令和 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
計画の期間	計画策定期間	← 計画期間 →														
目標年度						短期目標年度					中期目標年度					長期目標年度

図 3-1 実施計画期間

計画内容を定期的に検証するとともに、5 年ごとの見直しを基本とし、適宜、技術革新や社会環境の著しい変化があった場合は弾力的に計画の見直しを行うものとします。

## 4. ごみ排出実績

平成27年度から令和2年度までのごみ排出量とごみ排出量の原単位の推移を図4-1に示します。

令和元年度には前年度比で増加していますが、長期的な傾向としては、人口が増加している中でも、減少傾向となっています。

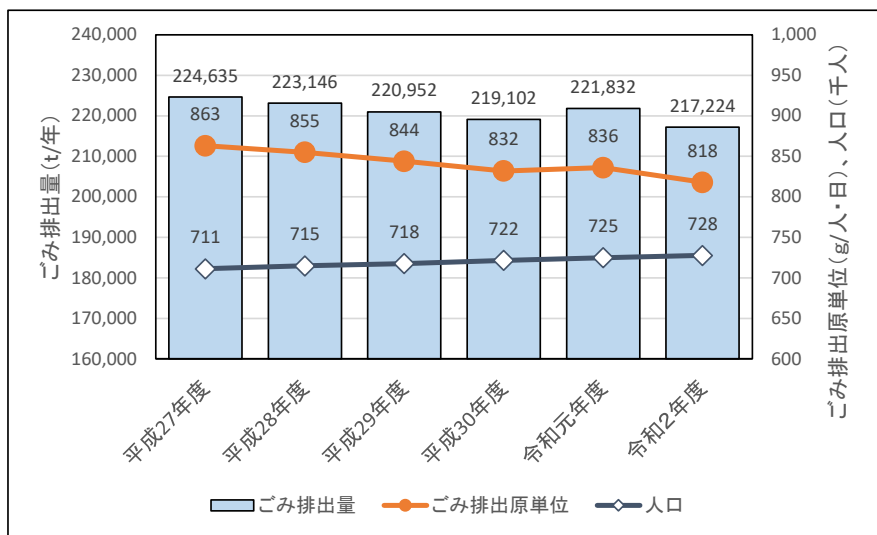


図 4-1 ごみ排出量の推移

## 5. ごみ処理施設の整備状況

凡 例	
●	ごみ焼却施設
▲	資源ごみ等処理施設
▼	粗大ごみ処理施設
■	最終処分場
◇	収集車両基地
○	余熱利用施設

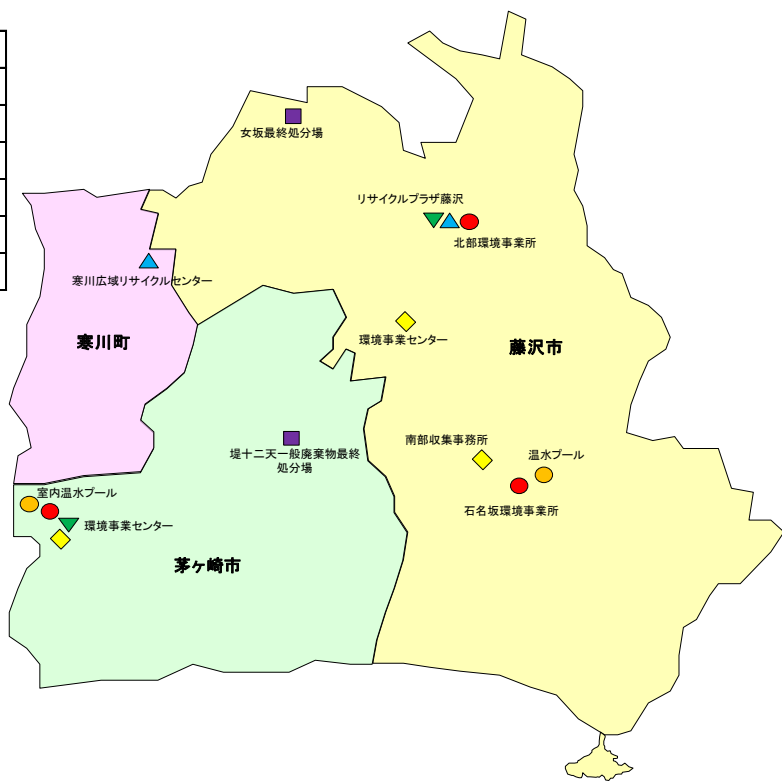


図 5-1 湘南東ブロック内施設立地状況

## 6. 広域化の主要事業及び計画目標

### 1) 広域化の主要事業

湘南東ブロックで取り組む主要事業表 6-1 に示します。

表 6-1 湘南東ブロックの広域化主要事業

区分	短期目標	中期目標	長期目標
年度	令和 8 年度 (2026 年)	令和 13 年度 (2031 年)	令和 18 年度 (2036 年)
計画人口	728,606 人	727,136 人	721,336 人
期間	●計画期間の 5 年目である令和 8 年度を短期目標年度とします。	●計画期間の 10 年目である令和 13 年度を中期目標年度とします。	●計画期間の 15 年目である令和 18 年度を長期目標年度とします。
実施計画の目標	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町は、湘南東ブロックごみ処理広域処理圏域を形成し、当該圏域の循環型社会形成を推進するため、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業について明確にし、事業実現を目指します。		
主要事業	● 3 R 推進施策及び事業経営面の充実	● 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた検討	● 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた具体的な検討とカーボンニュートラルに向けた取組の開始
対象事業	ソフト面	● 各種リサイクル法の推進、定着化に向け 2 市 1 町で連携した啓発活動を図ります。 ● 事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導を継続します。 ● ごみ処理手数料制度等の経済的負担措置制度を継続します。 ● 広域施設整備についての検討を始めます。	● 広域化の検討と合わせて経済的助成措置制度の緩やかな統一を図ります。 ● 将来の広域施設整備に向けた住民参加の機会を設けます。
	ハード面	第 4 次地域計画事業 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 1 号炉の整備方針を検討します。 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 2 号炉増設工事を完了し、稼働開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備し、稼働開始します。 ● 石名坂環境事業所の大規模整備事業を開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設について整備方針を検討します。	第 5 次地域計画事業 ● 石名坂環境事業所の大規模整備事業を完了し、稼働開始します。 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 1 号炉の大規模整備事業を実施します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を開始します。 ● 施設整備面での広域化・集約化の検討を行い、スケジュール調整、規模調整等の考え方を調整します。 ● 広域化・集約化について、地域循環共生圏の考え方も踏まえた方針を検討します。
	事業経営面	● 一般廃棄物会計基準への対応を図ります。	● 評価及び施策への反映を継続します。

注) 令和 2 年度の湘南東ブロック人口は 727,703 人です。人口ピークは令和 7 年度 728,635 人と予測しています。

## 2)ごみの減量目標等

### ①ごみ排出量及び排出原単位の減量目標

2市1町では、それぞれが実施している施策の継続・新たな展開と広域での共同施策展開により、ごみの排出抑制・減量化を進めていく予定です。

ブロック全体で、令和元年度比、ごみ排出量は約10%、ごみ排出原単位は約9%の減量を目指します。

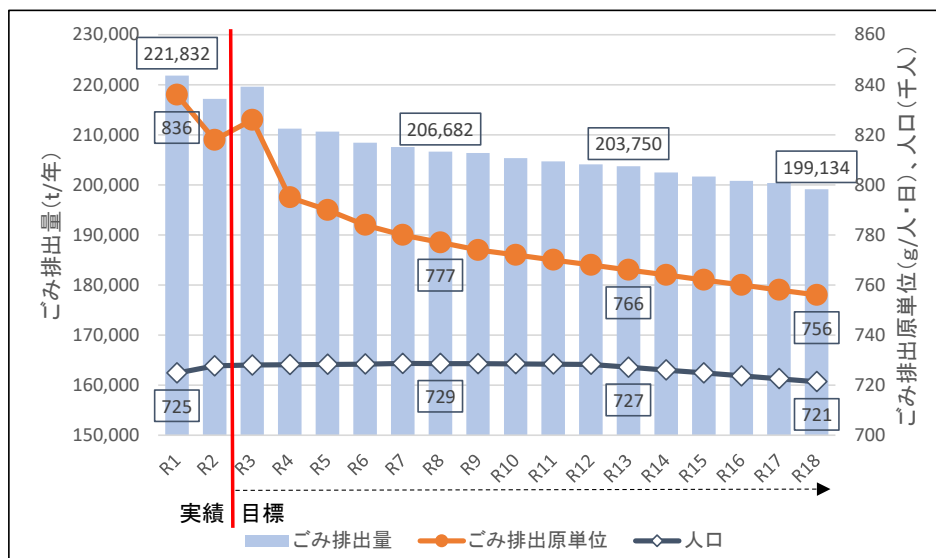
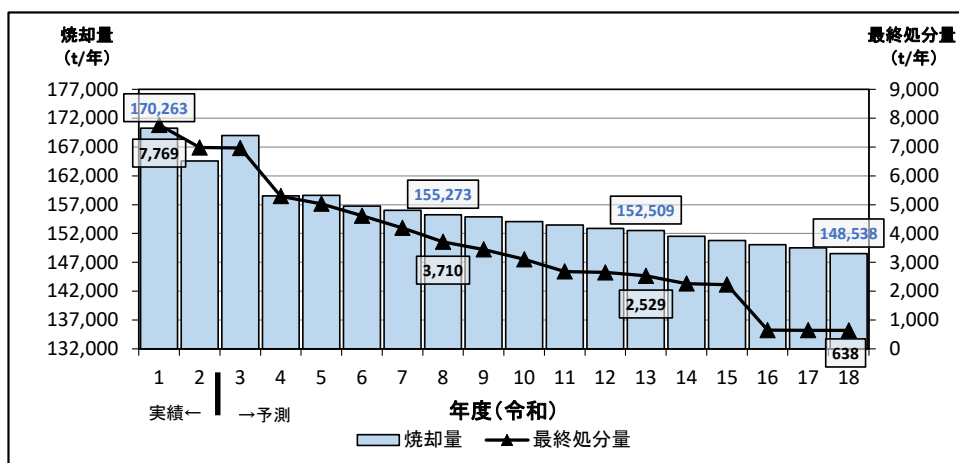


図 6-1 ごみ排出量及び排出原単位の減量目標

### ②焼却量及び最終処分量の減量目標

ブロック全体での焼却量は、排出抑制、減量化、資源化の継続等により令和元年度から約13%の減量を目指します。

最終処分量は、今後、焼却灰等の資源化割合を高め、令和元年度から約92%の減量を目指します。



焼却量 = 可燃ごみ量 + 破碎処理施設からの可燃残渣量

最終処分量 = 焼却残渣量 - 熔融スラグ化量

図 6-2 焼却量と最終処分量の減量目標

## 7. 計画目標達成のための取組

家庭系ごみは、生ごみ処理機の普及拡大、経済的負担措置の活用（令和4年度から茅ヶ崎市でごみ処理有料化開始）、マイバック運動の推進、フードバンク、フードドライブの推進や食品を無駄にしない計画的購入の推進等によりごみ減量意識を高め、ごみの排出抑制・減量化を行います。

事業系ごみは、多量排出事業者への減量化の協力要請、展開検査の強化、ごみ処理料金の改定による排出抑制、事業者への資源ごみ処理委託の奨励やフードバンク等への寄付の推奨、食品リサイクル施設等民間施設への誘導等による資源化を推奨し、ごみの排出抑制・減量化、資源化を行います。

## 8. 施設整備計画の概要

### 1) 焼却施設整備計画概要

#### (1) 焼却施設に関する施設整備の方針

- ① 現在稼働中の3焼却処理施設は、ごみ処理広域化対応施設として位置づけ、本計画期間（15年間）以降での、広域化に向けた調整を進めます。
- ② 当面は長寿命化により3施設による湘南東ブロック内における焼却処理能力を維持します。
- ③ 近年の災害対策への意識の高まりや社会環境の変化を踏まえた災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、施設の更新・改良を適切な時期に実施することで一般廃棄物処理システムの強靱化を図ります。
- ④ 施設更新時に向け、地域循環共生圏の視点を踏まえた施設の整備方針と建設候補地の検討を進めます。
- ⑤ 灰溶融施設の設置やガス化溶融炉、CCUS<sup>\*6</sup>等の地域、社会のニーズに応じた導入を検討します。
- ⑥ 将来施設の事業主体については、現状の事務処理の延長での事務委託方式によることを基本方針とします。今後の状況に応じて、その他の方式が望ましい場合は、見直しを検討します。

表 8-1 焼却施設の計画施設規模

区 分	施設規模(t/日)	稼働開始予定
北部環境事業所2号炉増設整備	150×1炉	令和5年度
石名坂環境事業所の大規模整備	120×1炉	令和11年頃
北部環境事業所1号炉大規模整備	150×1炉	(工事期間：予定) 令和11～13年度
茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の 延命化または更新工事	未定	(工事期間：予定) 令和11～14年度



## 2)粗大ごみ処理施設整備計画概要

茅ヶ崎・寒川地区における粗大ごみ処理施設については、茅ヶ崎市環境事業センター旧焼却施設解体後の跡地に更新整備を予定しています。

表 8-2 粗大ごみ処理施設の計画施設規模

区 分	施設規模(t/日)	稼動開始予定
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設	27	令和7年度

## 9. 施設の配置及び整備スケジュール等

計画策定期間である令和3年度時点では、表9-1に示す施設以外を本計画期間中に新たに整備する計画はありません。

引き続き、既存施設を活用した処理を行い、次期計画以降の施設更新のタイミングに向け、広域化・集約化の可能性について検討を進めます。

表 9-1 施設整備スケジュール

区分	施設名	計画期間												次期計画期間												
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28
焼却	1 藤沢市北部環境事業所1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	以降の いずれかの タイミングで 更新 (広域化・集約化)				
	2 藤沢市北部環境事業所2号炉		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
	3 石名坂環境事業所(新炉)								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13					
	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47					
粗大	5 リサイクルプラザ藤沢(粗大ごみ処理施設)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29					
	6 石名坂環境事業所前処理設備	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48															
	7 新石名坂環境事業所前処理設備								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13					
	8 (茅ヶ崎市)粗大ごみ処理施設	46	47	48																						
	9 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
資源	10 リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29					
	11 寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					

 : 計画・アセス等
  : 設計・建設期間
  : 現時点では方針が決定していない
  : 休止又は廃止

## 10. ごみ処理経費縮減の概要

湘南東ブロックでは、2市1町それぞれが取り組んできたごみ処理事業を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される事業を推進してきました。

ごみ処理経費は、収集・運搬、資源化、中間処理、再生利用、最終処分の各段階で発生し、これまで各中間処理施設が立地している2市1町が中心にごみ処理経費情報の管理を行っています。

事業経営面では、環境省が示す一般廃棄物会計基準への対応を図るとともに、広域で取り組んでいるごみの減量化・資源化に係る各施策の評価・検証を行い、ごみ処理原価の低減化に繋がる施策展開を図ります。

## 11. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要

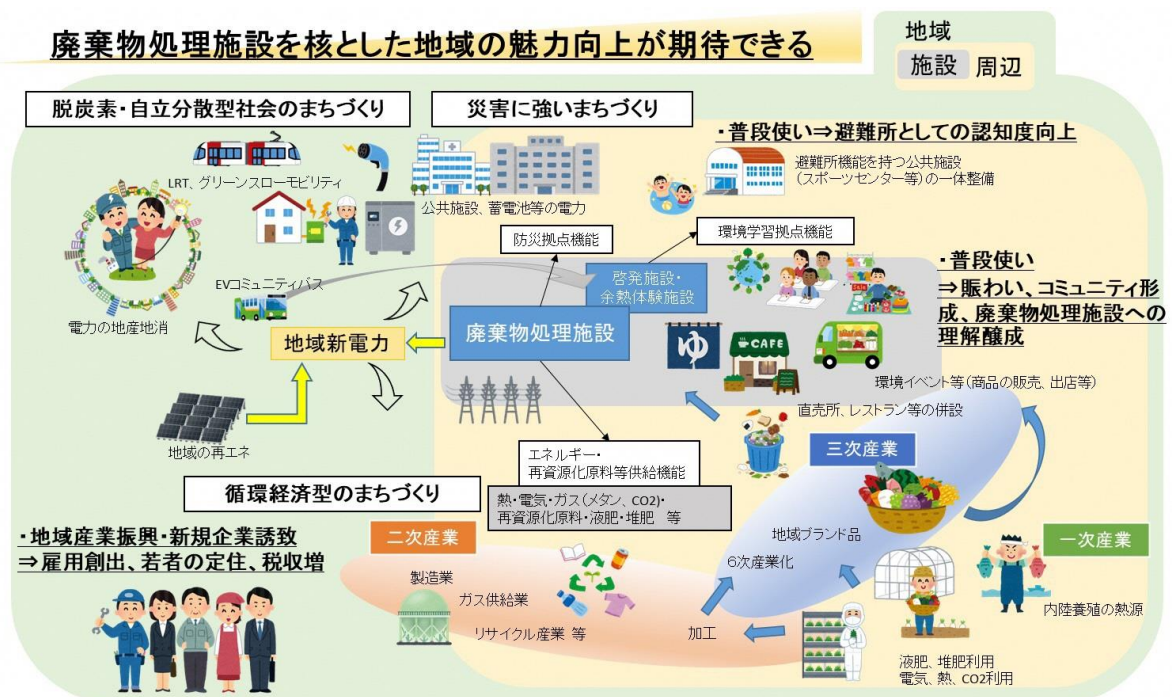
これまでの廃棄物処理行政においては、主に安全かつ安定的な適正処理の確保と循環型社会の形成が求められてきましたが、近年では廃棄物処理をとりまく環境も大きく変化しており、災害対応や将来予想される人口減少・財政逼迫などの地域課題にも対応する、「3R<sup>※7</sup>+ Renewable<sup>※8</sup>の推進・適正処理の持続性を確保し、地域を豊かにする廃棄物処理システムの構築」が求められています。

廃棄物処理システムは、他の施策等と連携することで事業の効果を高められる可能性を有しており、廃棄物処理システムも地域循環共生圏を形成する地域資源のひとつと位置づけることが可能です。

例えば、焼却施設では、ごみの焼却に伴い発生するエネルギーを熱や電気として回収することが可能です。この施設については、災害・気候変動対策として、処理施設の強靱化などが想定されます。近年では、廃棄物処理施設を核として、回収したエネルギーを利用する災害に強いまちづくりや、事業者を施設周辺に誘致し、産業振興を図っている事例もあります。

このように、廃棄物処理システムが従来持つ機能を活用して、湘南東ブロックの地域課題や地域振興につながる廃棄物処理システムの構築を検討します。

そのための、広域で施設整備する場合の、廃棄物処理施設から得られるエネルギー利活用や施設を核とする事業展開、用地の選定を検討していきます。



(出所) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス (令和3年3月 環境省)

用語の説明
<p><b>※1 SDGs とは</b></p> <p>持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものです。</p>
<p><b>※2 サーキュラー・エコノミーとは</b></p> <p>従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動です。</p>
<p><b>※3 カーボンニュートラルとは</b></p> <p>二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、温暖化対策技術や森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。</p>
<p><b>※4 地域循環共生圏とは</b></p> <p>各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。</p>
<p><b>※5 「リサイクル推進型＋焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システムとは</b></p> <p>このごみ処理システムはごみ減量化・資源化を進め、ごみ焼却施設を利用し、可能な限り埋立量を減らすことにより最終処分場の負荷を軽減させるシステムです。</p> <p>具体的には、まず、減量化・資源化を進め、ごみの排出量を抑制します。排出されたごみについては焼却を行い、その際に発生したエネルギーをできるだけ回収し、発電等に利用します。さらに、焼却残渣を資源化することで最終処分量を可能な限り減らします。</p>
<p><b>※6 CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage) とは</b></p> <p>排ガス中の二酸化炭素 (Carbon dioxide) を分離・回収 (Capture) し、有効利用 (Utilization)、または貯蔵 (Storage) する技術であり、地球温暖化対策技術として注目されている。</p>
<p><b>※7 3Rとは</b></p> <p>リデュース (Reduce；発生抑制)、リユース (Reuse；再使用)、リサイクル (Recycle；再生利用) の頭文字を示す言葉です。本計画においては、リデュースにリフューズ (Refuse：ごみになるものを受け取らない) を含みます。</p>
<p><b>※8 Renewable (リニューアブル) とは</b></p> <p>本計画では、再生可能資源への代替という意味で用いられています。プラスチック製容器包装・製品等の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に切り替えるなど、持続可能な資源への代替が想定されます。</p>

発行

○藤沢市環境部環境総務課

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3529

○茅ヶ崎市環境部資源循環課

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-82-1111

○寒川町環境経済部環境課

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111